

平成28年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成28年5月26日（木）午前10時～

2 場所：山梨県庁 防災新館 304会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、遠藤 基、河野 東、白石 則彦、日向 治子、宮澤 恭子

（事務局）小島林務長、笹本森林環境部次長、小林森林環境部技監、市川森林環境総務課長
金子森林整備課長、平塚みどり自然課長、桐林林業振興課長、山田県有林課長、
保坂税務課長、森林環境総務課企画担当（4名）

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）第1期計画の検証等について

1 森林環境税の収入状況等

2 森林環境税を活用した取り組み

3 森林環境税に関するアンケート調査等

（2）その他

4 閉会

6 議事の概要

1 森林環境税の収入状況等

司会：

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

それでは議題の1、森林環境税の収入状況等について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1により説明）

委員長：

ただいま資料 1 により、この 5 年間の基金の収入状況、積立て実績等について説明がありました。

このことに関してご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

私から少しご紹介しますと、ちょうど今、自動車税の納付時期ですが、私の住む埼玉県では、このような緑の再生事業というものを行っていきまして、山梨県は 500 円上乘せという形で徴収していますが、私も初めて注意して見たのですが、埼玉県の場合には改めて追加するのではなく、自動車税に 1.5 パーセント加算するという形で、緑の基金を作っているようです。

普通、自動車税は 3 万円程度ですが、1 台当たり 500 円前後と書いてあります。ちなみに埼玉県は税の総額は、年間約 13 億円だそうです。本来自動車税目的で徴収しておいて、緑の整備に充てるのはいかがかというような意見も出そうですが、山梨県の場合は先ほどの説明のとおり、上乘せという形で徴収しているということです。

委員長：

特に委員の皆さんご意見、ご質問等ありませんか。

最後に全体のご質問もありますので、それでは議事を進めまして、環境税を活用した取り組みについての説明をお願いします。

2 森林環境税を活用した取り組み

事務局：

(森林環境総務課長から資料 2-1～2-5 により説明)

委員長：

ただいま資料の 2-1 から 2-5 により森林環境税を活用した取り組み全体について説明がありました。

内容についてご質問等がありましたらお願いいたします。

委員：

3 点あります。

まず、最初に甲斐の木づくり推進事業についてです。県内の教育機関等に県産材の椅子や机を普及しているということで、いい試みだと思うのですが、流域全体を考えた県内の間伐材の活用ということで、いわゆる他県の下流域への働き掛けも必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

2 点目は県民参加の森林づくり推進事業についてです。展覧会とありますが、体験も盛り込んでいただけると、より理解が得られるのではないかと思います。その点についてのお考えを聞かせて下さい。

3 点目は、地域の森づくり活動支援事業です。助成金について、内容が重複する国の補助事業があるため要望が少ないということもあるとは思いますが、より利用しやす

い助成金であってほしいと思います。行政関係の職員等が助成金などの申請等の書類を作るのは非常に慣れていていると思いますが、一般の活動団体や市民団体等が助成金の書類を作る時に非常に分かりづらかったり、作りづらかったりということもありますので、ヒヤリング等を十分に行って、利用しやすい助成金であれば、もっと利用する団体等が出てくるのではないかと思います。

また、税金等を活用する助成金というのは、例えば展覧会や勉強会など、いわゆるその会の運営自体に使われるものに助成されますが、一般の人たちの参加がないと助成対象にならないといった項目もあるようなので、その辺で使いやすい、運営しやすい助成金ということも、今後考えていただけると嬉しいと思うのですが、いかがでしょうか。以上、3点です。

林業振興課長：

まず、最初に甲斐の木づかい推進事業に関してお答えいたします。甲斐の木づかい推進事業については、先ほどご報告しましたように、計画を上回る138パーセントの進捗となっているところですが、課題として導入している学校が、まだ広く知られていないということがあります。まず、県内のより多くの小中学校に、ぜひ導入をお願いしたいといった観点から活動をしておりまして、要望調査を行うにあたり、各出先林務環境事務所を通じて各小中学校等関係団体に、できるだけ広く要望を挙げていただきたいと考え、事業を推進しているところです。

今回の平成28年度当初予算についても、3市1町からの要望が出ているところです。このような状況であり、まずは県内の小中学校に木製品に触れる環境をぜひ作り上げたいと考えています。

みどり自然課長：

3番目の地域の森づくり活動支援事業の進捗率が低いということですが、これについては補助金の申請が煩雑ということではなく、森林・山村多面的機能発揮対策交付金という国の事業が平成25年度に創設され、若干その対象・要件は違いますが、基本的にこちらの税事業は2分の1の助成であり、国の事業の交付率は、10分の10という定額であることから、実行する団体の負担がないケースの方が利用が多いということがあり、どちらかというところそちらに流れてしまい、税事業の補助制度を使う方が少ないという状況です。

これは創設当初と状況が変わってきたものですが、目標を達成できなかったのも、今年度の見直しの中で検討していかなければならないと考えており、その点についてのご意見を今後いただきたいと思います。

手続きの簡素化や、ヒヤリングという点については努力しております。様々な団体に各林務環境事務所の担当が具体的な事業計画に基づいてヒヤリングをするといった対応をしていますが、今後とも引き続き手続きの簡素化に努めたいと思います。

委員長：

はい、ありがとうございます。

森林環境総務課長：

体験活動なども盛り込めば、より理解が得られるのではというご意見をいただきました。

森林整備現場見学会などで、税がどのように使われて、現場がどうなったのか、しっかり見ていただきたいということはありますが、その進め方の中で、より効果的に理解していただくためには、どのようなことができるのか考えていきたいと思います。

委員長：

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明でいかがでしょうか。

委員：

まず最初に県内の教育施設への導入を、ということもあると思いますが、今後すぐにではなくても、少しでも県外へ普及するということは、ある意味、県内から集まった森林環境税が、また使われて基金の方へ戻ってくるというのではなくて、ほかからの収入になるということにもなりますので、今後検討を進めていただきたいと思います。

そのほかについては分かりました。ありがとうございます。

委員長：

甲斐の木づかい推進事業ですが、単価計算すると、5年間で1,400万円、700組で、1セット2万円です。上の方にも書いてありますが、机、椅子を購入するための経費助成ということですね。ですから、例えば市町村で市立・町立小中学校の机や椅子を更新する時に2万円分が県から独立財源で補助されるという理解で良いですか。

林業振興課長：

この事業は、市町村が小中学校に木製の机・椅子を導入するための金額の2分の1を助成するという制度です。様々な種類の机、椅子が考えられますので、1セット6万円、補助額で3万円を上限にしています。

委員長：

はい、ありがとうございます。

一つ伺いたいのですが、資料2-1の事業費一覧の左上にあります、多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくりで、平成24年・25年が2億円から3億円だったのが、26年・27年度辺りから7億円近くに急に増えています。この事業には国庫補助金も含まれるという話でしたが、急に増えた何か特別な理由があるのですか。

森林整備課長：

その理由としては、この事業を実施する時には所有者の方と20年間など転用を禁止するという協定を結ばなければならない、初年度についてはこの新しい制度を理解して

いただくのに半分ぐらいの時間を費やしてしまい、後半の分しか事業執行できなかったということがあります。更にその後、山梨県は平成26年2月に大雪があり、その年は事業が完成できずに翌年度に繰り越しになってしまいました。そのような事情があり、最初の2年間は事業費が少なかったということです。

委員：

あまり専門的な話ではないのですが、私たち消費者としては里山再生事業にとっても期待しています。担い手がおらず、まだ荒廃した里山や竹などがいっぱい生えてしまいが付けられないという状態の所がたくさんあると思うのですが、林務環境事務所などでその山を再生するのに、優先順位はあるのでしょうか。例えば北杜市の方では、もう手が付けられない位伐採されてしまい、太陽光発電施設などにどんどんなってしまうので、私たちはとても危惧しています。やはり自然は大事で、これから後世にも残していくには、まず里山の再生が大事であると思っておりますが、どこから手を着けていくという優先順位があるのか、基本的なことですが、伺いたいと思います。

森林整備課長：

ただいまのご質問ですが、里山にもそれぞれ所有者の方がおりますので、整備をしたくても所有者の方の同意が必要になります。ですから地域全体でここを良くしていきたいという思いがまずあって、所有者の方のご理解もいただいた所から順次整備を進めているという状況です。

委員長：

太陽光に大規模に転用する場合、開発行為の許可が必要になるのですか。1ヘクタール以上からですか。

森林整備課長：

1ヘクタールを超える森林の開発については林地開発許可の制度が適用されますし、保安林の中では、開発すること自体に許可が必要という制度になっています。

委員：

太陽光発電施設は、今は結構規制が掛かったのですが、最初のうちは大手の企業がどんどん開発してしまい、気が付いた時には、かなりしまったという状態だったと聞いています。また、どの位の面積から申請しなければならないのか決まっていますが、大きいところで幾つかに分けて、違う名前で申請されると、許可せざるを得ないということを知りましたが、そのようなことはないのでしょうか。

森林整備課長：

実はそのような問題がありまして、昨年、同一開発行為であるかどうかという判断基準を作りました。例えばエリアや事業者ですが、同じ事業者が3年以内に隣にも作るといった場合など、期間等を勘案して、同一性のある開発だと認められて、その面

積が1ヘクタールを超えれば林地開発の手続きを取っていただくことになります。

委員長：

もう一つ伺います。資料2-2の右側の広葉樹の森づくり推進事業ですが、面積的には決して多くないのですが、広葉樹の苗を植えたり、個別にシカよけの網を被せたりというような、単価の高い事業だと思うのですが、事業内容に、伐採後の森林の状態に回復していない林地という記載があります。そのような林地が発生しては困るので、例えば伐採届を提出して天然更新に任せるといった場合に、確か森林法上、森林に戻らなければ市町村から植栽命令が出せるようになっていたと思うのですが、結果としてこのような森林が発生した場合、行政的には造林の命令などが可能ですが、このような事業がフォローする背景、状況がどうなっているのか教えてください。

森林整備課長：

林業は採算性の面で厳しく、中でも新しく植栽をする経費や手入れをしていく経費が厳しいという所有者の方がおります。森林法上、伐採届を提出していただく時には、その更新の方法についても明示をしていただくわけですが、中々難しいような場所についてはやむを得ず、このような事業で対応しています。

委員長：

森林環境保全基金事業費の大部分は、いわゆる荒廃森林の整備、間伐事業が占めていると思います。そしてこの広葉樹の森づくりが、再造林のための事業になっていると思います。今後、県内の私有林の人工林等が成熟して皆伐が増えてくる時に、このような事業に期待して皆伐をするようなことになると、事業の目的が悪意にとられることになり、まずいのではないかとと思うのですが、県全体として皆伐のトレンドはどのような状況なのでしょう。

森林整備課長：

伐採については、人工林資源が成熟していることから、昨年策定をしました「やまなし森林・林業振興ビジョン」においても伐採量を倍近くにすることとしており、増えていくことになります。ただ、それと同時並行して森林を材、エネルギー、場という形で多面的に使っていく施策も進めていきます。木材利用が進んで林業が活性化していくという好循環もできることから、植えて、育てて、それを伐ってまた植えるというサイクルが働くように取り組んでいくということです。

委員：

先ほどの皆伐の話で広葉樹林や針葉樹林など、色々と大きく見た時に、どうしても今、間伐、間伐と言っていますが、結局山も高齢化しているのが現実です。高齢化した時の山の怖さもあります。高齢化してもいい山、高齢化してはならない山、針葉樹でいい山、広葉樹でなければダメな山など、色々あると思います。

一概には言い切れませんが、国、県と市町村もですが、やはりこれからは、循環型

の林業経営をすることによって全てが守られていくという考え方をしていかなければ、結局伐ったあとにまたお金を掛けるということになると思います。

2の広葉樹林に再生したところの写真をみると、事業実施前はツルで全部やられていたのだと思います。そこにお金を掛けて植え付けをし、獣害防止ネットを被せたというのが経緯だと思いますが、事業実施前にツル切り位実施すれば、ある程度広葉樹は自然と育ってきたのではないかと思います。伐って天然更新するにしても、最初のうち少し手を掛ければ、広葉樹林の山になると写真では見えます。伐ったらどういうことをするのか、重点を指導しながら、何でもお金を掛ければいいということではなく、天然更新ならこうすればいいですよという説明をしてもいいのではないかと思います。皆伐全てが悪いことではないと思います。ただ、今からは循環できるような山づくりが一番求められてくると思います。

委員長：

もう一点伺います。

資料2-1左側の荒廃森林再生事業は、荒廃した森林が対象ですが、確か昨年度までに見た資料では、県内に荒廃した森林が何ヘクタールあるという数値が具体的にあがっていたような気がするのですが、どういう森林を荒廃森林としているのか、あるいはこの事業で総量として減っているのかどうかという点については、どうでしょうか。

森林整備課長：

Ry（収量比数）が0.85以上というような、過密になった森林を荒廃森林としています。この総量については過去に調査を行い、推定として約1万9千ヘクタール位の荒廃森林があると見込んだものです。その調査は、箇所ごとに全てで行っている調査ではなく、マクロ的に見ている調査ですので、大体の目途として森林整備事業を行っています。

当初から、森林環境税の事業として20年間で荒廃森林をなくしていくという趣旨で進めていますので、そういう意味では、事業を実施しても、実際にはまだこれだけ残っているという状態です。

委員：

先程の委員の発言で、循環型の林業経営ということについて、もう少し具体的に、どのようなことなのか内容について教えてください。よろしくお願いします。

委員：

循環型の林業経営というのは、高齢級にあまり持っていかず、しっかりと木を伐ってあげることです。荒廃森林についても、結局手が入らないから荒廃していくということです。資料の2-1の写真を見ても分かる通り、一番上の場所などは、大体ツルの影響でこのような形になってきます。むろん下刈りは行い、除伐も1回は行っていると思いますが、それから手を入れないから、このように曲がったり、どうしてもツルで頭も押さえられ、木も密集しているから陽も入らないということになりま

す。こうなると根も張らなくなり、草も生えず、土壌は弱くなります。

すると、土砂崩壊など様々な問題が出てきます。このような場所を間伐し、陽を入れることによって草や雑木が出てきますので、表土の流出から守ることができます。その草一本がどれだけの流出を守るかというのは、データ的に取っているからわかると思うのですが、結構守ってくれると思います。こんな草一本がといますが、一番そこが問題なところで、陽を入れることによって、資料 2-1 の一番上の荒廃している森林も、20 年、30 年経てば、ある程度の森林に戻ってくると思います。木も生きていますので、曲がっている木も段々真っ直ぐになってくると思います。

先ほどの循環型林業経営というのは、伐ったら植えるを繰り返し、仮に 100 ヘクタールあれば、100 年経てば 1 年に 1 ヘクタールは皆伐できるということです。そうすれば 99 ヘクタールは守られていることになります。しかし、木というものは、20 年、30 年、50 年位育てば一番山を強くします。そして間伐をすることによっても 2 倍、3 倍と成長しますので、山を守る、水を溜めるといって、公益的機能も果たせるということになります。

森林整備で大事なものは、確実にやることによって環境全てに直結してくるという考え方です。そのポイントポイントで色々と実施していますので、多少分かりづらいということもあると思いますが、このような形で実施していくことによって山が守られていくと思います。

数字で表れないものですので、どうしても分かりづらいということもあります。このような委員会の中で、こうした様々な議論を重ねて、委員の方々がある程度納得した上の議論をしていくべきだと思います。そうすれば、県民に対して税の使い方なども、納得してもらえらると思います。

先ほどの里山再生事業についても、少し考えてもらいたいことがあります。やはり道路際や集落の周辺などをもう少し税事業できれいにしてもらえればなと思ってます。その背景として、今、山の奥の方の集落では、どんどん過疎化が進んでいます。人は段々いなくなり、野生鳥獣被害が広がり、森林は入った瞬間に暗いという状況です。そういうところに今の若者が住み着くかといえ、それは無理だと思います。このような税事業で、ある程度集落も明るくし、県道や国道周辺もまだ暗いところもありますので、そういう所へ少しは事業をシフトしてもいいかなと思います。これが山梨の森林環境税事業ですよ、というものを少しでも謳えれば、もっと説得力が出て、もっと事業量を増やしてもいいよという意見も出てくるのではないかと思います。

委員：

ありがとうございました。

資料 2-1 の左の森林環境税を活用した取り組みの一番最初の部分、1、2、3 の基本施策ですが、2 と 3 を足しても、まだ 2.1 パーセント位しか税金として使われていなくて、当然のことながらいい森づくりに効率的に税を活用するというのが大きな目的ですが、循環型の林業経営によってバランスも少しずつよくなれば、2 と 3 がどんどん増えてくれば、暗い森が、山梨県の森が活性していくのではないかと思います。すごく参考になりました。少しずつ伐採の勉強や活動も始めたばかりであり、初心者なのでとても

参考になりました。どうもありがとうございます。

委員：

山を守ることによって森林が水瓶になってきます。水は自然に出てくるという意識的な考え方は辞めて、森林が守られているから山が水瓶になっているという考え方も必要ではないでしょうか。

委員：

アンケートで、これから実施すべき対策というような項目もありましたが、5月23日の新聞に道志村の記事が出ていて、地域おこし協力隊の方たちが村おこしとして森林資源の活用にあたり、その人たちが任期が終わってからも自分で村に残ることを決意して、バイオマスの活用や様々なことを地域で発信し、企業や地域の方たちも巻き込んで新しい活動をしていくということが載っていて、とてもすごいと思ったのですが、このようなどころには森林環境税は使われないのでしょうか。

森林環境総務課長：

まさに地域での森づくりの活動ということになると思うのですが、地域の森づくり活動支援事業などもありますので、内容によっては活用できるものもあると思います。

委員

若い方に興味を持ってもらえば、荒廃森林も段々減ってくるのではないかと思います。

森林環境総務課長：

森や山に関心を持っていただき、それぞれの立場でできることをしていただくということが必要だと思います。

委員長：

では引き続き、資料の3が残っておりますので、報告をお願いします。

3 森林環境税に関するアンケート調査等

事務局：

(森林環境総務課長から資料3により説明)

委員長：

アンケートの結果について委員の皆さんからご意見、質問等がありましたらお願いします。

委員：

森林を整備する担い手の育成に8割の方たちが期待をかけているということですが、県として担い手の育成について何か新しいことを実施していたら教えてください。

林業振興課長：

現在担い手対策の働き手の育成に関しては、危険な場所で働くということですので、例えば機械をどのように使うのかといった研修を実施しているところです。また、例えば危険なスズメバチ等の対策や、チェーンソーの使用に関連した対策など、様々な健康対策も実施しています。それから、短期ではなく、長期的に働いていただくということで、それぞれの事業者、市町村とも協力し、長期就労手当といった形での助成も実施し、対策を取っているところです。

委員：

その対象者ですが、県民が対象ですか。それとも、例えば私の知り合いでも林業体験を通じて林業に携わっている都会の若者たちがいて、木製の椅子の制作などに係わっている子たちが何人かいるのですが、県外の若者たちに対しての働き掛けや募集なども行っているのでしょうか。

林業振興課長：

募集に関しては、様々な機会を捉えて行っています。山梨県にこういった林業の働き場所がありますよといった点について、例えば東京の就職フェアにブースを出すなどして募集を行っています。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

この調査は県政モニターが対象ですから、特に森林に深く関わる方々ばかりではなくて、県政全体に係わる方がターゲットですね。そうすると、例えば制度を継続した場合に、新たにどんなことに取り組むべきかということなどは、都市に住む方々には森林との関わりが薄く、必ずしも見えていないのではないかと思うので、むしろ林業や森林に近い方々から調べてみる余地があるのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

森林環境総務課長：

実際に携わっている方たちのご意見などを受付ける機会を設けるかどうか、検討していきたいと思います。

委員：

担い手という課題は、これからも永久的に続くという感じですが。自分も林業を営んでいますので、そこが一番苦しいところと感じています。段々従業員も高齢化し、この先を考えた時に、もっと若い人たちを入れていかなければダメだということは、この事業体も一番抱えている問題です。

それともう一つ言えることとして、事業体が従業員を 365 日抱えるということが難しくなってきたということがあります。今まで公共事業に携わって来た人たちが、民間でどのように仕事をするかなども問題です。1 年間の仕事が作れないところはどうしても人は離れていきます。ここ 2 ヶ月ばかりは仕事がないからアルバイトしてくれと言え、そのアルバイト先へ就職してしまうといったことが結構あると思います。

今、緑の雇用などで山梨県には若い人たちが結構来ています。自分も緑の研修の講師として、色々な仕事の内容を一通り教えるのですが、林業に定着していただくにはその悩みを解消していかなければなりません。自分の会社も運営していかなければならないので、私自身も色々と勉強しなければならないのですが、色々なことについて様々な機会に研修生と腹を割って話をした時に、若い人たちは給料面と仕事がずっと続くかということにもものすごく不安を持っていると感じます。

将来この会社において、結婚して子供が三人できた時に、奨学金を使ってでも大学まで出せるかといった不安を 80 パーセントから 90 パーセントの人が持っています。ここ 7、8 年講師をしています、毎年大体同じことを言われます。人が変わっても皆同じ不安を持っているということです。この林業界に、何かを見つけていかなければダメだと思います。

ただ、補助金ばかりというのもあまりよくないと思います。事業体の社長だから仕事を作って、しっかり雇用して、と言われますが、そういうことができる人ばかりだったらいいですが、10 人が 10 人それはできないと思います。

しかし担い手は着実に減っているというのが現実です。仕事がきついか、人間関係が嫌だとかいうばかりではなく、ある程度の給料面と仕事が 365 日あるのかということに今の若者は一番不安を持っているのではないかと思います。

実際一人ひとりから聞いた本当の生の声を皆さんに伝えているのですが、とても深刻な問題だと思います。人がいなければ森林もよくなりません。森を育てる前に人を育てることから考えたほうがいいのではないかと思います。

林務長：

委員長からのご質問は県政モニターから意見を取るのもいいが、林業関係者からももう少し意見を聞いたらどうかという趣旨でよろしいでしょうか。

今、委員のほうから非常に深刻な現実・実態そのものの話をしていただいたところですが、森林資源を活用して林業を業として回していくということで、昨年森林・林業振興ビジョンを策定したところですが、ビジョン策定にあたっては、パブコメという形で一般の方々にも幅広く意見を聞くことができる場をセットしました。また、それに先立って各林業関係の方々から様々な問題について聞き取る場も設けました。税事業に関しては税を負担していただいておりますので、我々のような専門的な視点とい

うよりは、一般の方からの視点を拾い出すことが結構重要ではないかと考えております。

業界の方から見たら不十分だと思われるかもしれませんが、我々も常にタッグを組み、これからもしっかりとお話を伺っていきたいと思っています。我々としては、このような形で情報を把握しながらやっていきたいと考えております。

森林環境総務課長：

私の発言が少し前後してしまいましたが、森林組合の方々にも同じアンケートを実施しました。県政モニターの意見と違った点として、森林環境学習の機会をもっと増やすべきであるとか、啓発活動に力を入れるべきだといった意見が多かったのが特徴的でした。

委員：

私は、行政の立場ですので、県と同じ立場になると思うのですが、5年で取り組んでいる第一期事業の検証と、今後これをどう活用していくかということが、今回の会議の趣旨だと思います。

普通税のように、用途を定めずに徴収する税金をどのように使うかという時に、町では福祉や継続的な経費への優先順位が高くなります。投資的な経費については、身近なところにおいてしまいます。

実は身延町は森林が8割を占める町です。かといって、その8割の森林に対して付けられる予算は非常に少ない状況です。なぜかと言うと、人里の方に主に税金を使わなければならないということがあります。継続的で安定的な財源ということで国が検討している森林環境税も当然やっていただきたいと思いますが、行政の立場として、目的税という形の森林環境税を森林のために活用させていただくということ、ぜひ継続していただきたいと思います。

この間、地元の林業公社の総会に出席させていただきました。総会では、森林組合の方や林業に携わる方の様々な意見が出ました。先ほど循環型の林業経営という話が出ましたが、今は、間伐の仕事が主だということです。

隣の南部町などは人工林が非常に整備された地域ですが、身延町は戦後造林した人工林が伐採期を迎えているにもかかわらず、伐れない状態です。木材の価格が伐採に見合わず、伐った後も造林に非常にお金が掛かるということがあり、所有者の自助努力では伐ることもできないような状況です。

間伐事業は当然必要だと思いますが、高齢化し、成熟した人工林はある程度は皆伐し、循環型の林業経営にも取り組んでいく必要があると思います。ずっと伐らないわけにもいきません。皆伐して伐ることによって木を使う人、苗木を作る人、それを植栽する人、下刈りをする人が必要になり、新しく植えた木は間伐を行えば、20年から30年、森林を守っていくことに繋がります。このように、ある程度計画的な事業に取り組んでいかないと、担い手がいなくなってしまうのではないかと非常に痛切な声を聞きました。

今後の事業では、このようなことを見据えていただきたいと思います。広葉樹の森

づくりといったみどり豊かな森林づくりも必要ですが、人工林が非常に困っていますので、その点にも少し目を向けていただきたいと思います。やはり行政が何らかのテコ入れをしないと、はっきり言って今、森林所有者は木を伐りません。また、伐り出した木をどのように活用するかということも、行政も一緒になって考えていかなければならないと思いますし、できればそうした施策に森林環境税を活用した事業で取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

全体に係わっていることとして聞きたいのですが、これまでの5年間で約3,900ヘクタールの森林整備などの事業を、毎年3億円前後の予算をかけて行って来たわけですが、先ほど作業員の方々が段々高齢化しているという話がありました。この事業を今後第2期の5年間も続けていくにあたって、例えば森林所有者や境界の確定ができない、森林所有者の同意を得られない、森林はあるけれども作業員が確保できないなど、予算・作業員・場所という面で、何か支障になり得るような懸念はあるのでしょうか。それとも、予算が付けば円滑に進んでいくと期待して良いのでしょうか。場所の確保や、作業員の確保の見通しはどうでしょうか。

森林整備課長：

この税事業に関して、一番大変なのが所有者の同意取得です。同意を得る前提として、境界の確認なども重要です。今のレベルの事業規模で考えると、作業員については従来森林組合だけだったものが、通常的林業事業体の方々にも協力をしていただく仕組みが出来上がり、予算面でも経費が多少掛かり増しになっているということがあります。計画に対し9割位の事業ができていますので、これからも継続していけると思います。やはり同意を得る上で大変なのは、税事業に関して言えば20年間転用ができなくなるという点です。さらにその後10年間も転用を差し控えていただくこととなりますので、別の土地利用ができなくなることへの抵抗感があると思います。

税事業以外の林業全体で考えると別の見方があるかもしれませんが、税事業に関してはこのように考えています。

委員長：

今、場所が確保できるのかという話をしましたが、私は実は東京都でも森林環境税の委員をしていました。山梨県ならばよくご存知だと思うのですが、何年か前、東京都は間伐をする部署が環境部と産業労働課の二つに別れていました。一般的林業の間伐は産業労働課が行い、環境の間伐は環境部が行うということで、場所の探し合いでその確保が困難になり、段々条件の悪い所ばかりになってきたという話がありました。

そこに花粉伐採という事業も出てきて、奥多摩の市場は完全に木で溢れかえってしまい、受け入れなくなってしまうという話も後で聞きました。一箇所だけ物を流そうとしても、どこかで詰まると中々難しいと感じたので、この点について聞きました。

山梨県の場合は、少なくとも間伐事業は県が一本でやっていると思いますので、そういう心配はないと思います。

全体を通じて委員の方から何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

今日が今年度第 1 回の基金運営委員会ですが、今後の予定や見通しなど、分かっている範囲で結構ですので、教えていただけますか。

森林環境総務課長：

3月の委員会の時にもご説明させていただきましたが、今年度は4回位の委員会の開催を予定しています。詳細につきましては、改めてお伝えさせていただきたいと思っています。

委員長：

委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
よろしいですか。

(はい。の声)

それでは進行を事務局へお返しいたします。闊達なご発言ありがとうございました。

司会：

白石委員長ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして第1回山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会します。

なお次回の委員会につきましては追ってご連絡させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。